

## 化審法と他法令との関係

## 1. 化学物質の各種制度における化審法の位置付け

暴露 有毒性	労働環境		消費者				環境経由					
	毒	劇	法	食品衛生法	薬事法	有害家庭用品規制法	建築基準法	排出・ストック汚染			廃棄	
人の健康に対する毒性	急性毒性	労働安全衛生法	農薬取締法					毒劇法				
	長期毒性		農薬取締法					化学物質排出把握管理促進法 農薬取締法 <b>化学物質審査規制法</b>	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	土壌汚染対策法	廃棄物処理法等
生活環境(動植物を含む)への影響												
オゾン層破壊性								オゾン層保護法				※1

※1 フロン回収破壊法等に基づき、特定の製品中に含まれるフロン類の回収等に係る措置が講じられている。

## 2. 化審法の目的と適用除外について

## (1) 目的

難分解性であって、人の健康又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、事前審査制度を設け、化学物質の有する性状に応じ、必要な規制を行うこと。

## (2) 化審法の対象除外

それぞれの該当物質を規制する法律により、化審法で問題とする環境を經由し、人の健康や動植物に被害を生じるおそれがないと考えられるため対象外としているもの。

## ○化審法の対象外となる化学物質

放射性物質、特定毒物（毒物及び劇物取締法）、覚せい剤及び覚せい剤原料（覚せい剤取締法）、麻薬（麻薬及び向精神薬取締法）

○特定用途に利用される場合に、化審法の主要な規定が適用されない化学物質  
食品、添加物、容器包装、おもちゃ及び洗剤（食品衛生法）、農薬（農薬取締法）、普通肥料（肥料取締法）、飼料及び飼料添加物（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（薬事法）

## (参考1) 化管法の概要

### (1) 目的

特定化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置（P R T R制度）や、その性状や取扱いに関する情報の提供に関する措置（M S D S制度）を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。

### (2) P R T R制度

#### ア. 概要

- ・ 対象化学物質について、事業所からの環境（大気、水、土壌、埋立て）への排出量及び事業所外への移動量（下水道、廃棄物）を自ら把握し、国（事業所管大臣）に対して届出することを義務付けるもの。
- ・ 国は届出データを集計し、国が推計する届出対象外の排出量とともに公表。個別事業所毎の届出データについては、国民からの請求に基づき開示される。

#### イ. 対象化学物質

- ・ 人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、かつ、環境中に広く継続して存在すると認められる化学物質として、政令で指定された「第一種指定化学物質」（354 物質）が対象。そのうち発がん性がある 12 物質は特に「特定第一種指定化学物質」として指定。
- ・ 第一種指定化学物質を 1 質量%（特定第一種は 0.1 質量%）以上含有する製品（化学薬品、染料、塗料、溶剤等）についても対象となる。

#### ウ. 対象事業者（次の要件すべてに該当する事業者）

- ・ 対象業種として政令で指定している 23 種類の業種に属する事業を営んでいる事業者
- ・ 常時使用する従業員の数が 21 人以上の事業者
- ・ いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が 1 トン（特定第一種指定化学物質は 0.5 トン）以上の事業所を有する事業者等又は、特別要件施設を設置している事業者

### (3) M S D S制度

#### ア. 概要

- ・ 対象化学物質又は対象化学物質を含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際には、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報（化学物質等安全データシート：M S D S）を事前に提供することを義務付けるもの。

#### イ. 対象化学物質

- ・ 「第一種指定化学物質」(354 物質) 及び「第二種指定化学物質」(81 物質) の計 435 物質が対象。
- ・ これらは、人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、かつ、環境中に広く継続して存在する又は将来的に広く継続して存在する可能性があるとして認められるとして指定された物質。
- ・ 第一種及び第二種指定化学物質を 1 質量% (特定第一種は 0.1 質量%) 以上含有する製品(化学薬品、染料、塗料、溶剤等)についても対象となる。

#### ウ. 対象事業者

- ・ 対象化学物質又は対象製品について他の事業者に譲渡又は提供するすべての事業者。

#### (4) 自主的な化学物質管理の促進

化管法対象物質を取り扱う事業者は、化学物質管理指針に留意して、事業所における指定化学物質等の取扱い実態等に即した方法により、指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

#### (5) 化管法対象物質の見直し

平成 19 年 8 月の産業構造審議会及び中央環境審議会の合同審議会による化管法の見直しに関する中間とりまとめを受け、平成 19 年 10 月に、薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会、中央環境審議会の合同会合が設置され、化管法対象物質の見直しに係る審議が行われている。この中で、物質見直しの基本的な考え方として、現行の指定化学物質の選定基準を尊重しつつ、化学物質の有害性に関する新たな知見や GHS に関する国連勧告等、PRTTR 制度の運用開始後の国内外の状況変化を踏まえ、有害性、ばく露それぞれの観点から見直しを行うこととされている。また、平成 20 年 1 月の第 2 回合同会合では、見直し後の具体的な化管法対象物質の案が議論されたところ。

## 化管法対象物質の選定フロー

化管法対象物質の候補となりうる化学物質として、現行化管法対象物質435物質<sup>※</sup>と、以下の物質を対象物質総括表として整理（原則として平成18年末現在の物質数、重複あり）。

①有害性の観点から現行基準に合致すると考えられる物質（環境省調査結果等）737物質+811物質

②各種法令やその他各種調査結果からの候補物質

1) 化審法

第一種特定化学物質	15物質
第二種特定化学物質	23物質 <sup>※</sup>
第一種監視化学物質	25物質
第二種監視化学物質	857物質
第三種監視化学物質	51物質

2) 毒劇物取締法 473物質<sup>※</sup>

3) 労働安全衛生法（通知対象物質） 640物質<sup>※</sup>

4) ロッテルダム条約（PIC）対象物質 39物質<sup>※</sup>

5) 農薬取締法登録農薬 461物質

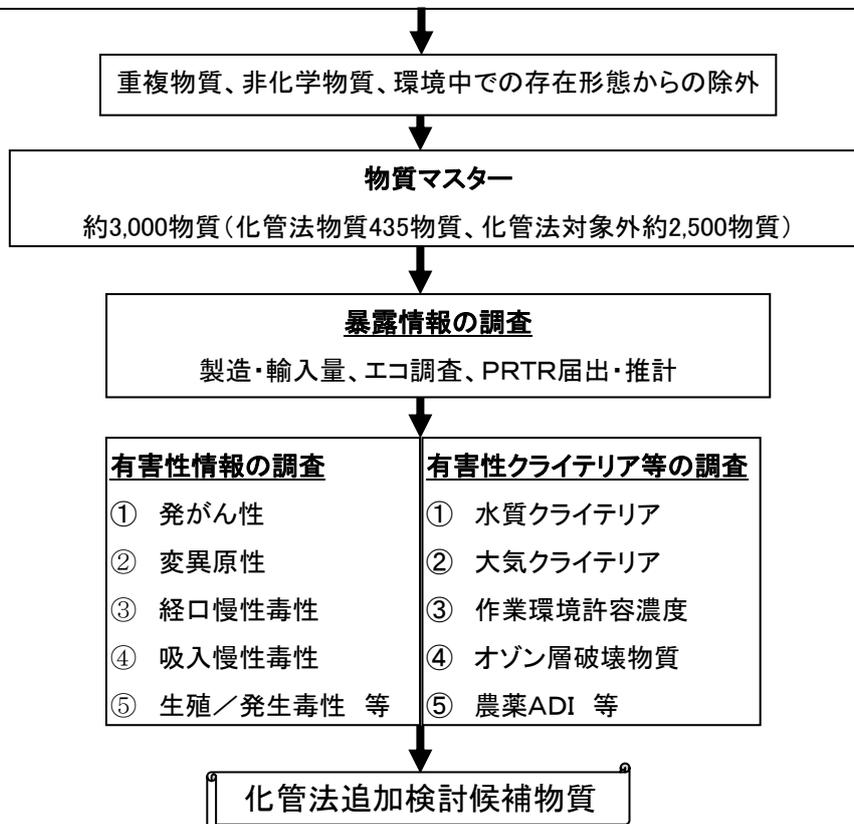
6) 自治体条例対象物質 111物質

7) 諸外国によるPRTR対象物質 728物質

8) 現行化管法対象物質の代替物質（環境省調査結果） 85物質

9) 内分泌かく乱作用を有することが推察される物質 4物質

注：※はGHS3省分類に含まれるものを示す



(参考2) 化学物質の分類から見た法制度

規制等の段階	対象状況	対象物質	用途	毒性	法律	
					主として規制措置の実施	自主的取組の推進
製造・輸入・販売・使用	一般的状況	普通物質	一般工業用(含汎用用途)	慢性/生態毒性	化審法	化管法
				急性毒性	毒劇法	
				慢性/急性毒性	家庭用品規制法等	
			特定用途(医薬品、農薬、食品添加物等)	慢性/急性/生態毒性	薬事法、農薬取締法、食品衛生法、建築基準法等	
			オゾン層破壊物質	—	オゾン層保護法	
		特殊物	覚せい剤、麻薬、化学兵器に充てんされた毒性物質等	慢性/急性毒性	覚せい剤取締法、麻薬取締法、化学兵器禁止法等	
	バーゼル条約対象有害廃棄物等	処分作業(再生利用、回収等を含む)を行うための輸入	慢性/急性/生態毒性	バーゼル法、外為法(輸入貿易管理令)		
	特殊状況	労働者の職場	慢性/急性毒性	安衛法、作業環境測定法		
保管・輸送	陸上	危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類等	—	消防法、高圧ガス保安法、毒劇法、火薬類取締法、道路法、鉄道営業法、郵便法等		
	海上	危険物(火薬類、高圧ガス、引火性液体類等)、有害液体物質	—	船舶安全法、海防法等		
	航空	一般危険物	—	航空法等		
輸出	一般の輸出	毒劇法特定毒物、化審法第一種特定化学物質等	—	外為法(輸出貿易管理令)		
	バーゼル条約対象有害廃棄物等	処分作業(再生利用、回収等を含む)を行うための輸出	慢性/急性/生態毒性	バーゼル法、外為法(輸出貿易管理令)		
廃棄等	中間処理(焼却等)、埋立処分、海洋投入処分、洋上焼却等		慢性/急性/生態毒性	廃掃法、毒劇法、PCB処理法、海防法等	化管法	
	回収、リサイクル等		—	フロン回収破壊法、オゾン層保護法、家電リサイクル法等		
排出	大気		慢性毒性	大防法、悪臭防止法、ダイオキシン法等	化管法 大防法	
	公共用水域		慢性/生態毒性	水濁法、ダイオキシン法、海防法	化管法	
	土壌、地下水		慢性毒性	水濁法		
環境中の残留	土壌、地下水		慢性/急性毒性	土壌汚染対策法		
			慢性/生態毒性	水濁法、農用地土壌汚染防止法		
			慢性毒性	廃掃法、ダイオキシン法		